

資料 1

令和 6 年 壱岐市議会定例会 1 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 1 号関係

壱岐市手数料条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

壱岐市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
第1条から第9条まで (略)				第1条から第9条まで (略)				
附 則 (略)				附 則 (略)				
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	
1	戸籍謄抄本交付 (戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条) 又は戸籍の記録事項証明書の交付 (同法第120条第1項若しくは第126条)	1通につき	450円	1	戸籍謄抄本の交付又は戸籍証明書の交付 (広域交付による交付を含む。) (戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条)	1通につき	450円	
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 (戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条)	証明事項1件につき	350円	2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 (戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第126条)	証明事項1件につき	350円	
				3	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (戸籍法第120条)	1件につき	400円 (ただ	

の3第2項)

し、戸籍
電子証明
書提供用
識別符号
の発行に
係る戸籍
電子証明
書の請求
を行う者
が同時に
当該戸籍
電子証明
書が証明
する事項
と同一の
事項を証
明する戸
籍の謄本
若しくは
抄本又は
戸籍証明
書の請求
を行う場
合にあつ

<u>3</u>	<u>除籍謄抄本交付（戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条）又は除籍の記録事項証明書の交付（同法第120条第1項若しくは第126条）</u>	<u>1通につき</u>	<u>750円</u>
<u>4</u>	<u>除籍に記載した事項に関する証明書の交付（戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条）</u>	<u>証明事項1件につき</u>	<u>450円</u>

			<u>ては、徴収しない。)</u>
<u>4</u>	<u>除籍謄抄本の交付又は除籍証明書_の交付（広域交付による交付を含む。）（戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第12条の2、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条）</u>	<u>1通につき</u>	<u>750円</u>
<u>5</u>	<u>除籍に記載した事項に関する証明書の交付（戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第12条の2、第126条）</u>	<u>証明事項1件につき</u>	<u>450円</u>
<u>6</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）</u>	<u>1件につき</u>	<u>700円（ただし、除籍電子証明</u>

書提供用
識別符号
の発行に
係る除籍
電子証明
書の請求
を行う者
が同時に
当該除籍
電子証明
書が証明
する事項
と同一の
事項を証
明する除
籍の謄本
若しくは
抄本又は
除籍証明
書の請求
を行う場
合にあっ
ては、徴
収しな

5	届出・申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書の交付（戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条）	1通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）	7	届出・申請の受理、届出その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報内容証明書の交付（戸籍法第48条第1項、第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条）	1通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
6	届書その他市長の受理した書類の閲覧（戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。））	書類1件につき	350円	8	届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧（戸籍法第48条第2項、第117条、	書類又は届書等情報の内容	350円

<u>7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)

	<u>第120条の6第1項)</u>	<u>を表示 したも の1件 につき</u>	
<u>9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	(略)

<u>2 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 8</u>	(略)	(略)	(略)

<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 0</u>	(略)	(略)	(略)

<u>4 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 2</u>	(略)	(略)	(略)

<u>5 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 4</u>	(略)	(略)	(略)

令和5年度1月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 1月補正予算の事業概要	2
3. 繰越明許費	3



吉 岐 市

令和5年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		25,473,064	200,100	25,673,164	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,542,051	3,542,051	
		診療施設勘定	49,989	49,989	
		計	3,592,040	3,592,040	
	後期高齢者医療事業特別会計		400,778		400,778
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,810,561		3,810,561
		介護サービス事業勘定	34,695		34,695
		計	3,845,256		3,845,256
	下水道事業特別会計		464,461		464,461
	三島航路事業特別会計		125,582		125,582
	農業機械銀行特別会計		161,919		161,919
合計		8,590,036		8,590,036	
一般会計、特別会計の合計		34,063,100	200,100	34,263,200	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	748,970		748,970
	収益的支出	896,838		896,838
	資本的収入	309,148		309,148
	資本的支出	477,754		477,754

令和5年度1月補正予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費	道路改良費(補助)	219,179	200,100	419,279	138,068	0	61,700	0	332	<p>●事業の背景・目的等 道路の改良・整備、道路防災安全対策等の道路インフラの整備を行うことにより、住民の快適で安全・安心な環境づくりを推進する。</p> <p>●事業内容 国の補正予算に伴い、道路改良及び防災安全対策等の整備を行う。</p> <p>①1級市道黒崎線 道路改良事業 ②2級市道住吉長崎線 道路防災安全事業 ③1級市道片原中央線 道路防災安全事業 ④2級市道片原梅津線 道路防災安全事業 ⑤1級市道初山中央線 交通安全施設整備事業 ⑥1級市道芦辺浦中央線 交通安全施設整備事業 ⑦1級市道商高国分線 交通安全施設整備事業 ⑧2級市道谷江本線(川口橋) 橋梁補修事業 ⑨市道下ル線(中央橋) 橋梁補修事業 ⑩市道高松線(高松橋) 橋梁補修事業 ⑪市道鯛ノ原峯田1号線(鯛ノ原橋) 橋梁補修事業</p>	建設課 P12~13
2 道路橋りょう費				社会資本整備総合交付金 82,800		補正予算債					
3 道路橋りょう新設改良費				・道路メンテナンス事業費補助金 7,658 ・交通安全対策事業費補助金 47,610							

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	40,000	R6.9.30	①1級市道黒崎線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			30,000	R6.9.30	②2級市道住吉長峰線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			20,000	R6.9.30	③1級市道片原中央線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			30,000	R6.9.30	④2級市道片原梅津線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			20,000	R6.9.30	⑤1級市道初山中央線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			29,000	R6.9.30	⑥1級市道芦辺浦中央線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			20,000	R6.9.30	⑦1級市道商高国分線 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			3,700	R6.7.30	⑧2級市道谷江本線（川口橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			3,700	R6.7.30	⑨市道下ル線（中央橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			1,850	R6.7.30	⑩市道高松線（高松橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			1,850	R6.7.30	⑪市道鯛ノ原峯田1号線（鯛ノ原橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和6年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
合 計			200,100		